

## 案 内

## ● 参議院議員通常選挙

## 【投票】

投票日 = 7月29日(日)

投票時間 = 午前7時～午後9時

投票所 = 投票所入場券により指定された投票所で投票してください。

## 投票所一覧

第17投票区	大田小学校
第18投票区	野殿転作促進研修センター
第19投票区	雁沼集落センター
第20投票区	川神馬農村集落センター
第21投票区	嘉田生崎公民館
第22投票区	東櫻生児童館
第23投票区	幸町コミニティセンター
第24投票区	船玉田園都市センター
第25投票区	関本公民館
第26投票区	関城西小学校体育館
第27投票区	桜塚田園都市センター
第28投票区	板橋集落センター
第29投票区	関城体育館
第30投票区	藤ヶ谷田園都市センター
第31投票区	黒子公民館
第32投票区	木戸田園都市センター
第33投票区	木戸田園都市センター
第34投票区	明野支所
第35投票区	中根農村集落センター
第36投票区	西松原コミニティセンター
第37投票区	長瀬小学校
第38投票区	西押尾農村集落センター
第39投票区	長野小学校
第40投票区	東石田公民館
第41投票区	上野小学校
第42投票区	海老江公民館
第43投票区	村田小学校
第44投票区	古内集落センター
第45投票区	鍋山公民館
第46投票区	十里農村集落センター
第47投票区	協和転作促進研修センター
第48投票区	下星谷公民館
第49投票区	協和総合センター
第50投票区	横塚公民館
第51投票区	井出北部農村集落センター
第52投票区	協和ふれあい健康プラザ
第53投票区	上町公民館
第54投票区	蓬田公民館
第55投票区	元北つくば農協新治支店

## 【期日前投票】

投票日の当日、仕事や旅行、出産予定など、やむを得ない事情で投票所に行けない人は、入場券が届く前でも、次の期日に宣誓書などの手続きをし、期日前投票ができます。

期間 = 7月13日(金)～7月28日(土)  
 時間 = 午前8時30分～午後8時

期日前投票所

市役所本庁玄関ホール  
 市立生涯学習センター・多目的施設第1会議室(関城支所敷地内)

明野支所1階会議室

協和支所1階談話室  
 【開票】  
 日時 = 7月29日(日)午後9時  
 場所 = 明野トレーニングセンター  
 (明野公民館隣り)

7月29日(日)の投票日の問い合わせは、明野公民館(Tel 52-7620)へお願いします。

問い合わせ  
 市選挙管理委員会 内線331

【人間ドック検診費の助成】  
 対象者 = 筑西市国保の被保険者で今年4月1日において40歳以上(現在、老人保健該当者を除く)の人で国保税を完納している人。ただし、平成19年度中に市で行う循環器検診を受ける人は、脳ドックコースのみとなります。

1人1コースのみで、平成17・18年度に併診脳ドックを受診した人は人間ドックまたは脳ドックコースになります。申し込みはハガキで受けます。

なお、申し込み多数により抽選となる場合がありますので、検診医療機関へは、助成決定通知書が届いてから予約してください。

対象者 = 筑西市国保の被保険者で今年4月1日において40歳以上(現在、老人保健該当者を除く)の人で国保税を完納している人。ただし、平成19年度中に市で行う循環器検診を受ける人は、脳ドックコースのみとなります。

第1投票区	下江連児童館
第2投票区	掉ヶ島児童館
第3投票区	五所公民館
第4投票区	城内児童館
第5投票区	奥田若葉児童館
第6投票区	河間公民館
第7投票区	竹島公民館
第8投票区	養蚕小学校
第9投票区	徳持ひさご児童館
第10投票区	深見農村集落センター
第11投票区	下館西中学校
第12投票区	川島公民館
第13投票区	伊讃小学校
第14投票区	篠西市民会館
第15投票区	大田小学校
第16投票区	東館小学校

2007.7.15

▼募集人員＝①人間ドックコース85人

(助成額19,000円) ②脳ドック

コース21人(助成額25,000円)

③併診脳ドックコース80人(助成額

37,000円) ▼検診医療機関(市

と契約を結んだ医療機関10か所)＝筑

西市民病院、県西総合病院、大園病院、

落合医院、協和中央病院、城西病院、

つくばトータルヘルスプラザ、筑波メ

ディカルセンター、土浦協同病院、平

間病院 ▼申込期間＝7月20日(金)

～30日(月)、当日消印有効。

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保

険加入者で70歳未満の人が入院する場

合、限度額適用認定証を交付します。

入院時に認定証を医療機関に提示する

と、医療費の支払いが限度額までとな

ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 国民健康保険高齢受給者証の更新

▼8月1日から国民健康保険高齢受給  
者証(昭和7年10月1日以降に生まれ  
た人)が更新となり、新しい受給者証  
を7月下旬に郵送します。

▼70歳になると、医療機関受診時の自  
己負担割合などが変わります。対象と  
なるのは、70歳の誕生日の翌月(1日

1年間で90日を超えて入院している人  
は、入院期間のわかる請求書または領  
収書など

■問い合わせ

保険年金課医療福祉グループ  
内線240・252

が誕生日の人はその誕生月)からです。  
自己負担割合は、平成18年中の収入に  
応じて判定されます。

▼健康保険法の改正に伴い、今回の  
判定で自己負担割合が1割(平成19年  
8月1日～平成20年3月31日まで)と  
なった人は、平成20年4月1日からは  
2割負担となります。

● 老人医療費減額認定証の更新

▼平成18年度の『限度額適用・標準負  
担額減額認定証』の期限が7月31日で  
切れます。老人医療受給者証をお持ち  
で、世帯全員の市民税が非課税の人は、  
医療費や入院時の食事負担額が減額に  
なる認定証が交付されます。該当する  
人には7月20日頃通知しますので、平  
成19年度の申請をしてください。

※平成19年度(18年中)所得の未申告

の人は認定証交付の対象となりませ  
ん。この制度に該当すると思われる人

は申告をしてから手続きしてください。

▼住所＝市役所本庁玄関ホールまたは

各支所市民環境課窓口 ▼期間＝7月

26日(木)・27日(金) ▼持参物＝老

人医療受給者証、健康保険証、印鑑、

## ● 国民健康保険被保険者の限度 額適用・標準負担額減額認定 証の交付

▼住民税非課税世帯の人＝世帯主およ  
び国民健康保険加入者全員が住民税非  
課税の場合は、申請により限度額適用・  
標準負担額減額認定証を交付します

(老人医療を除く)。入院時に認定証を  
医療機関に提示すると、医療費の支払  
いが限度額までとなり食事代も減額さ  
れます。(過去12か月の入院日数が90  
日を超える場合は、入院証明書か領収

## 農林航空防除実施のお知らせ

水稻の病害虫防除をするため、下記のとおり航空防除を実施しますので、ご協力ください。

●実施予定日＝7月24日(火)～27日(金)

●散布時間＝午前5時～午前9時ごろまで

●使用薬剤＝アミスターイットフロアブル(殺菌剤)、スタークル液剤10(殺虫剤)

●対象病害虫＝いもち・紋枯病、ツマグロヨコバエ、ヒメトビウンカ、カメムシ類

月 日	区 域
7月24日(火)	河間地域、中地域一部(旧国道294号線の東側)、高島、川澄北、榎生山、房山、布川、雁沼、田河内、谷島、女方、嘉家佐和西田、関本地域、河内地域(旧国道294号線西側)
7月25日(水)	竹島地域(除:高島、川澄北)、養蚕地域、村田地域(除:村田上・東、内淀、鍋山北)、鳥羽地域、上野地域(除:東石田)、小栗地域、井出東田
7月26日(木)	村田上・東、内淀、鍋山北、大村地域、東石田、長瀧地域、黒子地域(旧国道294号線・小貝川間)、川神馬南部、新治地域(横塚・蓮沼間JR水戸線北側、除:井出東田)、桑山(県道石岡下館線南側)
7月27日(金)	五所地域、中地域(旧国道294号線西側)、伊讐地域(除:女方)、泉町、大田地域(除:榎生山、房山、布川、雁沼、田河内、谷島)、嘉田生崎地域(除:嘉家佐和西田、川神馬南部)、南町一部、古里地域(横塚・蓮沼間JR水戸線南側、除:桑山県道石岡下館線南側)

※日程については、天候などにより変更になる場合があります。

※水田近くの野菜などについては、収穫期をずらすなどの方法  
で、飛散防止にご協力願います。(特に出荷野菜などについては、事前  
確認をしますが、問い合わせのうえ、危被害防止対策について確認願います。)

※区域内の詳細場所の散布については、問い合わせのうえ確認ください。

●問い合わせ＝茨城県西農業共済組合(TEL 30-2900)

## ● 家族介護慰労金の支給

平成19年7月31日(基準日)の前日  
に市内に住所を有し、介護保険要介護  
認定『要介護度4若しくは5』の高齢

保険年金課国保年金グループ  
内線245・246

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 国民健康保険高齢受給者証の更新

▼8月1日から国民健康保険高齢受給  
者証(昭和7年10月1日以降に生まれ  
た人)が更新となり、新しい受給者証  
を7月下旬に郵送します。

▼70歳になると、医療機関受診時の自  
己負担割合などが変わります。対象と  
なるのは、70歳の誕生日の翌月(1日

1年間で90日を超えて入院している人  
は、入院期間のわかる請求書または領  
収書など

■問い合わせ

保険年金課医療福祉グループ  
内線240・252

が誕生日の人はその誕生月)からです。  
自己負担割合は、平成18年中の収入に  
応じて判定されます。

▼健康保険法の改正に伴い、今回の  
判定で自己負担割合が1割(平成19年  
8月1日～平成20年3月31日まで)と  
なった人は、平成20年4月1日からは  
2割負担となります。

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 老人医療費減額認定証の更新

▼平成18年度の『限度額適用・標準負  
担額減額認定証』の期限が7月31日で  
切れます。老人医療受給者証をお持ち  
で、世帯全員の市民税が非課税の人は、  
医療費や入院時の食事負担額が減額に  
なる認定証が交付されます。該当する  
人には7月20日頃通知しますので、平  
成19年度の申請をしてください。

※平成19年度(18年中)所得の未申告

の人は認定証交付の対象となりませ  
ん。この制度に該当すると思われる人

は申告をしてから手続きしてください。

▼住所＝市役所本庁玄関ホールまたは

各支所市民環境課窓口 ▼期間＝7月

26日(木)・27日(金) ▼持参物＝老

人医療受給者証、健康保険証、印鑑、

## ● 国民健康保険被保険者の限度 額適用・標準負担額減額認定 証の交付

▼住民税非課税世帯の人＝世帯主およ  
び国民健康保険加入者全員が住民税非  
課税の場合は、申請により限度額適用・  
標準負担額減額認定証を交付します

(老人医療を除く)。入院時に認定証を  
医療機関に提示すると、医療費の支払  
いが限度額までとなり食事代も減額さ  
れます。(過去12か月の入院日数が90  
日を超える場合は、入院証明書か領収

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 家族介護慰労金の支給

平成19年7月31日(基準日)の前日  
に市内に住所を有し、介護保険要介護  
認定『要介護度4若しくは5』の高齢

保険年金課国保年金グループ  
内線245・246

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 老人医療費減額認定証の更新

▼平成18年度の『限度額適用・標準負  
担額減額認定証』の期限が7月31日で  
切れます。老人医療受給者証をお持ち  
で、世帯全員の市民税が非課税の人は、  
医療費や入院時の食事負担額が減額に  
なる認定証が交付されます。該当する  
人には7月20日頃通知しますので、平  
成19年度の申請をしてください。

※平成19年度(18年中)所得の未申告

の人は認定証交付の対象となりませ  
ん。この制度に該当すると思われる人

は申告をしてから手続きしてください。

▼住所＝市役所本庁玄関ホールまたは

各支所市民環境課窓口 ▼期間＝7月

26日(木)・27日(金) ▼持参物＝老

人医療受給者証、健康保険証、印鑑、

## ● 国民健康保険被保険者の限度 額適用・標準負担額減額認定 証の交付

▼住民税非課税世帯の人＝世帯主およ  
び国民健康保険加入者全員が住民税非  
課税の場合は、申請により限度額適用・  
標準負担額減額認定証を交付します

(老人医療を除く)。入院時に認定証を  
医療機関に提示すると、医療費の支払  
いが限度額までとなり食事代も減額さ  
れます。(過去12か月の入院日数が90  
日を超える場合は、入院証明書か領収

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 家族介護慰労金の支給

平成19年7月31日(基準日)の前日  
に市内に住所を有し、介護保険要介護  
認定『要介護度4若しくは5』の高齢

保険年金課国保年金グループ  
内線245・246

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 老人医療費減額認定証の更新

▼平成18年度の『限度額適用・標準負  
担額減額認定証』の期限が7月31日で  
切れます。老人医療受給者証をお持ち  
で、世帯全員の市民税が非課税の人は、  
医療費や入院時の食事負担額が減額に  
なる認定証が交付されます。該当する  
人には7月20日頃通知しますので、平  
成19年度の申請をしてください。

※平成19年度(18年中)所得の未申告

の人は認定証交付の対象となりませ  
ん。この制度に該当すると思われる人

は申告をしてから手続きしてください。

▼住所＝市役所本庁玄関ホールまたは

各支所市民環境課窓口 ▼期間＝7月

26日(木)・27日(金) ▼持参物＝老

人医療受給者証、健康保険証、印鑑、

## ● 国民健康保険被保険者の限度 額適用・標準負担額減額認定 証の交付

▼住民税非課税世帯の人＝世帯主およ  
び国民健康保険加入者全員が住民税非  
課税の場合は、申請により限度額適用・  
標準負担額減額認定証を交付します

(老人医療を除く)。入院時に認定証を  
医療機関に提示すると、医療費の支払  
いが限度額までとなり食事代も減額さ  
れます。(過去12か月の入院日数が90  
日を超える場合は、入院証明書か領収

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 家族介護慰労金の支給

平成19年7月31日(基準日)の前日  
に市内に住所を有し、介護保険要介護  
認定『要介護度4若しくは5』の高齢

保険年金課国保年金グループ  
内線245・246

書の写しを持参してください)

▼住民税課税世帯の人＝国民健康保  
険加入者で70歳未満の人が入院する場  
合、限度額適用認定証を交付します。  
入院時に認定証を医療機関に提示する  
と、医療費の支払いが限度額までとな  
ります。

▼手続き＝8月1日以降、国民健康保  
険証と印鑑を持参し、本庁および各支  
所の国保窓口で申請してください。ま  
た、すでに認定証を交付された人は、  
差し替えますので持参してください。

▼問い合わせ・申し込み

保険年金課国保年金グループ  
内線261・236

## ● 老人医療費減額認定証の更新

▼平成18年度の『限度額適用・標準負  
担額減額認定証』の期限が7月31日で  
切れます。老人医療受給者証をお持ち  
で、世帯全員の市民税が非課税の人は、  
医療費や入院時の食事負担額が減額に  
なる認定証が交付されます。該当する  
人には7月20日頃通知しますので、平  
成19年度の申請をしてください。

※平成19年度(18年中)所得の未申告

の人は認定証交付の対象となりませ  
ん。この制度に該当すると思われる人

は申告をしてから手続きしてください。

▼住所＝市役所本庁玄関ホールまたは

各支所市民環境課窓口 ▼期間＝7月

26日(木)・27日(金) ▼持参物＝老

者を在宅で介護している人のうち、市民税非課税世帯の人に慰労金を支給します。（平成18年8月1日～平成19年7月31日に介護保険サービスを利用した人を除く）

#### ▼支給額＝年額10万円

▼申込期間＝

8月1日（水）～15日（水）

#### ■問い合わせ

高齢福祉課（内線227）または各支所福祉課

### 国民年金保険料免除制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。老後保障基礎年金や遺族年金が受け取れる制度です。国民年金の保険料は、1か月14,100円（平成19年度）ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続き後承認されると、保険料の納付が免除される制度があります。これらの制度を利用する場合は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。

#### ■問い合わせ・申し込み

保険年金課（内線245・246）

または各支所市民環境課

### 国民年金加入記録の確認

皆様の大切な年金に関して不安を与え、心よりお詫び申し上げます。年金記録をもう一度確認させてください。

#### ■問い合わせ

●電話＝『ねんきんあんしんダイヤル』

TEL 0120-1657830、24時間、

土・日も受け付けます。

●来訪＝下館社会保険事務所

TEL 25-10811

ページ（<http://www.sia.go.jp>）

### 特別児童扶養手当

▼受給者＝身体障害者1級から4級の一部（平衡機能障害は5級まで）、療育手帳AまたはB（中度）に該当する20歳未満の障害者を養育している父もしくは母、または養育者。※所得制限有り

▼手当（月額）＝1級：50,750円、2級：33,800円

▼窓口備え付けの認定請求書に下記を添付してください

①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人は登録済証明書）

②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し

③所定の診断書または身体障害者手帳および療育手帳

④印鑑、振込を希望する請求者名義の郵便局の通帳

#### ■問い合わせ・申し込み

市障害福祉課（内線225）

または各支所福祉課

### 非核平和パネル展

（8月3日（金）協和支所＝8月6日（月）～10日（金）本庁＝8月13日（月）～17日（金）▼時間＝午前8時30分～午後5時15分（金曜日は午後3時まで）

#### ■問い合わせ

総務課庶務グループ 内線334

農作物への被害軽減を目的に、実弾を使用した野鳥（ムクドリ・カラス・ヒヨドリ）の捕獲を行います。ご注意ください。

【女方・小川・下川島・布川地区】  
ヒヨドリの捕獲を行います。ご注意ください。

【閑城地区全域】▼日時＝7月18日（水）～9月5日（水）の毎週水・土・日曜日（盆中は除く）、午前5時30分～7時

▼日時＝7月29日（日）～9月9日（日）の毎週日曜日、午前5時30分～7時

【農政課農政係】TEL 20-11161

農業経営基盤強化促進事業

農地を安心して貸し借りできるよう取りまとめをしていきますので、農業委員会へ申し出してください。

▼受付期間＝7月13日（金）～8月15日（水）▼貸し主の特典＝約束の期

限に離作料を支払うことなく返還されます。

▼借り主の特典＝規模拡大が容易で、請負耕作と違い、賃貸借契約期間内は安心して耕作ができます。

#### ■問い合わせ

農業委員会（スピカ分庁舎4階）

TEL 20-11167

### 都市計画と畜場の変更閲覧及び公聴会

【閲覧】▼変更内容＝と畜場の区域の変更  
▼日時＝7月17日（火）から31日（火）まで、（土・日・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

▼場所＝前8時30分～午後5時15分

▼場所＝都市計画課【公聴会】（意見のあつた場合のみ開催）▼日時＝8月1日（水）午前10時～

▼場所＝市スピカ分庁舎4階東会議室 ●公述申出書は7月25日（水）までに都市計画課へ（必着）

▼場所＝都市計画課都市計画グループ

TEL 20-11178

【下館総合体育館トレーニングルーム利用者講習会】

▼日時（募集人数・先着順）＝①8月7日、14日、21日、28日の各火曜日午前11時～正午 ②8月3日、10日、17日、24日、31日の各金曜日 午後8時～9時 ③8月5日、19日の各日曜日午後1時30分～2時30分

▼費用＝300円（当日徴収）▼場所＝下館総合体育館内トレーニングルーム

必要品＝体育館用シューズ、運動できる服装、筆記用具

▼申し込み＝7月31日（火）午前8時30分から、電話で市スポーツ振興課へ

※各回先着10

人（1回の申し込みで2人まで受付可）

■問い合わせ

スポーツ振興課（下館総合体育館内）

TEL 28-15040

●電波障害に関するお知らせ

（仮称）環二再開発（Ⅲ街区・虎ノ門街区）建設事業の実施に伴い、電波障害が発生する可能性があることか

ら、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案の縦覧と閲覧を行います。▼縦覧・閲覧期間＝7月17日（火）～8月15日（水）※土・日・祝日を除く

▼時間＝午前9時30分～午後4時30分  
▼場所＝左記

生活環境課 内線418

●関東鉄道常総線ダイヤ改正

▼下館・守谷間＝①日中（午前10時～午後6時）に上下あわせて6本を増便しました。②夜間（午後9時以降）に上下あわせて2本を増便しました。

■問い合わせ

関東鉄道株式会社

TEL 029-1822-13718

●イベント

○読みがたり

●男女共同参画パネル展開催

▼日時＝7月19日（木）～31日（火）  
▼場所＝アルテリオ2階フロア・市民ギャラリー  
▼内容＝男女共同参画にまつわる様々な問題について38枚のイラストを通して紹介します。

まつわる様々な問題について38枚のイラストを通して紹介します。

■問い合わせ

男女共同参画課 TEL 23-1600

●読み聞かせ（協和公民館）

▼日時＝7月21日（土）午前10時30分～11時30分  
▼場所＝協和公民館・和室

▼対象者＝幼児・児童および保護者  
▼内容＝絵本朗読『むしたちのうんどうかい』『くもくん』、紙芝居『おいしいおかゆ』、歌など

■問い合わせ

読み聞かせの会・てるて姫  
飯山 TEL 57-16782

●協和おはなし会（協和公民館）

▼日時＝7月26日（木）午前10時30分～11時30分  
▼場所＝協和公民館・和室

▼対象者＝幼児・児童および保護者  
▼内容＝絵本『くもくん』、手形『よくばりな犬』、歌など

■問い合わせ

協和おはなし会  
岩渕 TEL 57-14498

●男性セミナー（男の料理教室）  
●参加者募集

▼日時＝第1回目：8月2日（木）今が旬、夏野菜がおいしい料理／第2回目：9月6日（木）、夏に疲れた体を癒す料理／第3回目：10月18日（木）、秋の食材を使った料理／第4回目：11月1日（木）、冬に向けての準備料理

小葉 TEL 22-14369

▼時間＝午前9時30分～正午  
▼場所＝アルテリオ（しもだて地域交流センター）1階調理室  
在勤の男性20人  
▼費用＝一人700円（各回）  
▼持参物＝エプロン、三

角巾  
▼申し込み＝7月20日（金）午前9時から電話で左記まで

●読み聞かせ

男女共同参画課 TEL 23-1600

●絵本とふれあい会

▼日時＝7月26日（木）午前10時30分～11時30分  
▼場所＝いずみ保育園なかよし文庫  
▼対象＝0歳～4歳の子どもと保護者  
▼テーマ＝みず  
▼内容＝絵本『あーん あん』『ぞうくんのあめふりさんぽ』

▼問い合わせ  
未来ネットワーク  
栗原 TEL 24-18070

●地域交流・小学生のモビール紙工作参加者募集

▼内容＝紙を魚や動物などの形に切ったものを棒やひもでつるして、風で動くようにつくります。  
▼日時＝8月7日（火）午後1時～4時  
▼場所＝しもだて地域交流センター・クラフト室  
▼募集定員＝先着15人（小学1・2年生は保護者同伴）  
▼参加費＝300円（材料費・当日徴収）

▼物＝はさみ、カッターナイフ、三角定規、鉛筆、消しゴムなど  
▼申し込み＝7月24日（火）午前9時から電話にて  
■問い合わせ・申し込み  
しもだて地域交流センター  
交流支援グループ TEL 23-1616

●日本赤十字社救急法等講習会

▼講習会内容＝①救急法：心肺蘇生、AEDの取扱、異物除去、医師に診せるまでの応急手当の知識や技術、搬送および救護など  
②水上安全法：水の事故防止、溺れた人の救助法、泳ぎの

▼日時　＝ 8月4日（土）～5日（日）  
集合＝関城体育館午前6時50分、市役所午前7時10分  
▼参加費＝一般 12,000円（ロープウェイ往復、宿泊、4食含む）  
▼持参物＝雨具、飲み物、杖、洗面具、4日の昼食など

## 那須岳・沼原湿原など散策 参加者募集

12月3日(月)～21日(金)  
▼応募  
数＝1人2点まで ▼応募規定＝①カラープリント4つ切り(ワイド不可)・  
額不要 ②デジタルカメラの場合は銀塗プリント未修正のもの ③その他、  
詳細は左記まで

●【筑西市の祭り】ファクトコンテスト

■ 基本知識など  
③家庭看護法：体の移動、食事や排泄の介助、体の清潔、シーツや衣服の交換など  
④幼児安全法：一次救助処置や応急手当、日ごろ起きやすい症状と手当の仕方など  
▼費用  
□ 無料（教材費などは実費）  
■ 問い合わせ・申し込み  
日本赤十字社茨城県支部  
TEL 029-1241-4516

## ●7月の健康講座

健  
康

TEL  
24-13630  
関東信越税理士会下館支部  
青木

▼期日　＝8月1日・22日の各水曜日  
▼時間　＝午後1時30分～4時30分  
場所　＝市役所1階相談室  
税理士　▼予約不要、直接会場へ  
問合せ　▼相談員　＝

● 稅務相談

市青少年センター TEL 24-6081

▼ 費用 ≈ 無料  
ンター（下館駅前スピカビル3階）

▼期日＝8月1日（水）・3日（金）  
6日（月）・8日（水）・10日（金）  
13日（月）・17日（金）・20日（月）  
22日（水）・24日（金）・27日（月）  
29日（水）・31日（金）▼時間＝午後5時  
▼場所＝市青少年

▼募集人員＝先着40人程度  
限〇7月28日（土）  
問い合わせ・申し込み  
市ウォーキングクラブ連合会関城  
オーキングクラブ会長 鳥生厚夫  
TEL・FAX 20-133386

生活の困りごと相談 市

\*人権・行政相談に応じます \*費用=無料  
\*秘密厳守 \*対象=市内在住の人

区分	相談日時	相談会場	相談員	申し込み	連絡・問い合わせ
人権相談	8月1日（水） 午前10時～正午	協和公民館 総合ホール	人権擁護委員 橋本 良子 横川 日成 遊佐 行弘 堀江 潔 水柿 修成 大林 浩	事前申込不要 (当日来訪順に受付)	協和支所総務課 TEL 57-2511 内線 203
	8月2日（木） 午前10時～正午	関城支所 3階委員会室			関城支所総務課 TEL 37-6111 内線 371
	8月6日（月） 午前10時～正午	明野支所 1階会議室			明野支所総務課 TEL 52-1111 内線 223
行政相談	8月1日（水） 午前10時～正午	協和公民館 総合ホール	行政相談委員 (総務大臣委嘱)	事前申込不要 (当日来訪順に受付)	協和支所総務課 TEL 57-2511 内線 203
	8月2日（木） 午前10時～正午	関城支所 3階委員会室			関城支所総務課 TEL 37-6111 内線 371
	8月6日（月） 午前10時～正午	明野支所 1階会議室			明野支所総務課 TEL 52-1111 内線 223

「精神クリニツク」時間の言ふこと

時間が変更になりました。

市民病院庶務課庶務管理係  
TEL 28-12261 内線317

▼日時＝7月25日(水)午後3時～4時  
▼場所＝市民病院2階会議室 ▼  
演題『手軽にできる！自分のケア  
家族のケア』 講師＝形成外科 平本  
剛士医長

心配ごと相談窓口 社協

\*財産問題、離婚問題などに応じます。  
\*秘密厳守・無料 \*相談は来訪順です

相談員		相談日時	相談場所
一般相談 電話相談	民生委員 学識経験者	8月2・9・23日(木) 午後1時～4時 ◇直通ダイヤル ◇ TEL 25-6141	筑西市 総合福祉センター
法律相談	弁護士	<u>8月10日(金)</u> 午前10時～正午  ■予約=8月1日(水) 午前9時から電話にて受付 (市内在住の人・5人で締め切れます。順番は 当日9時から受付順となります。)	■問い合わせ 社会福祉協議会本所 TEL 22-5191

保健推進課  
TEL 22-10535

広報筑西ビープル55号(7月1日号)掲載の7月25日の献血場所が変更になりました。

▼変更＝毎月第4火曜日の午後→午前  
■問い合わせ

# どすこいペア

参加者募集

8/26(日) 関城支所敷地内  
(旧関城町役場)

※今年は8月26日(日)だけの開催となります。



ゲスト力士 関脇 琴光喜 関

## 各種相撲大会

### ■ちびっ子相撲大会(午前10時~)

- 出場資格=市内の幼稚園児・保育園児(来年度小学校入学予定者)

### ■腕相撲大会(午後1時~)

- 出場資格=過去にアームレスリング連盟の大会で入賞していない人

- 部門=小学生の部(男女混合)、一般女性の部、一般男子の部(無差別級)  
※受付は午後1時まで

## 御神輿、お囃子の競演

午後6時30分~9時

## 各種ステージ発表・スーパーライブ

- 出場資格=公民館利用団体、趣味で活動している人、または軽音楽グループ(個人でも出場できます)

## よさこい納涼盆踊り

午後5時~6時30分 個人でも、グループでも誰でも思い思いの衣装で参加できます。夏の終わりの思い出にみんなさんで華やかに踊りましょう!

どすこいペア実行委員会事務局  
TEL20-1160 FAX20-1186  
(市経済部商工観光課内)

健

康

## 急性心筋梗塞で亡くなる人が全国の約2倍!

筑西市の標準化死亡比(2000年~2004年全国=1.0)によると、急性心筋梗塞で亡くなる人が、男性で2.12、女性で1.98であり、全国の約2倍となっています。

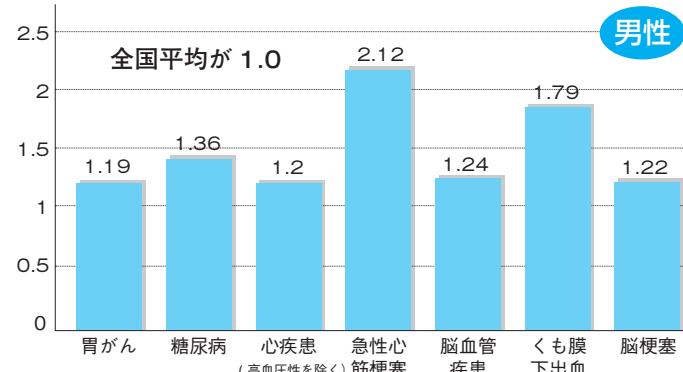
そのほか、筑西市においては、グラフで示されているように、くも膜下出血、脳血管疾患、脳梗塞、糖尿病、胃ガンなどが全国より大きな数値を示しています。これらは、まさしく生活習慣病です。

生活習慣病を発症する危険因子としては、高血圧、喫煙、肥満、高血糖、高脂肪食、高血中コレステロールなどがあります。みなさん、これらの危険因子を軽んじていませんか?私は大丈夫と思っていませんか?明日の自分を誰もすることはできません。ある日突然、大きな病気を引き起こしたりするものです。健康づくりを他人任せにしていませんか?健康は自分でつくるもので、他人任せでは絶対にできません。

これから、筑西市の健康状況などの情報を提供していきます。みんなで健康づくりを進めましょう。

■問い合わせ 健康増進課(Tel 22-0506)

## 筑西市に多い死因



男性



女性

## 生活習慣病予防対策講座を開催します

■日時 7月19日(木)午後1時30分~3時30分

■会場 スピカ分庁舎3階 健康ひろば

■内容 筑西みんなで健康づくり

~わかっちゃいるけどやめられねえ~  
生活習慣病の予防について

■講師 中山清先生(日本赤十字社茨城県支部メディカル  
チーム・21奉仕団副委員長)

参加  
無料